

平成31年1回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成31年1月25日(金)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時31分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	欠		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	欠
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 31 年第 1 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 31 年第 1 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、報告第 1 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について(農業用施設)。</p> <p>日程第 3、議案第 1 号から議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 3 号から議案第 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、議案第 3 号は県との現地確認において、地目雑種地現況も農地ではないという判断に至り、宅地分譲地の計画地の案件ではありますが申請不要ということになりましたので、審議から省かせていただきます。</p> <p>日程第 5、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第 6、議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第 7、議案第 7 号から議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 8、議案第 13 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第 9、議案第 14 号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>日程第 10、議案第 15 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の承認について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p>
<p>(委員から、「なし」の声)</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは内田勤委員と林広明委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、報告第 1 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出についてを報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第 1 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第 29 条第 1 項第 6 号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が 2 アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第 1 号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発 言 者	内 容
事務局 議長	<p>10月の促進協議会の軽微変更の案件でございます。 報告事項ですので、御了承願います。</p>
	<p>続きまして、日程第3、議案第1号から議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号について事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。</p>
	<p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
	<p>先月の農業委員会総会でも御審議をいただきましたが、(譲受人)さんは養蜂業をしております、先月の申請地の隣接地ですが、ミツバチの箱を置きたいということです。</p>
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、</p>
	<p>第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。 過日20日に、渡邊推進委員さんと一緒に現地確認と息子さんにお話を聞きました。先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、この案件は、前回12月の議案第112号に隣接した土地でありまして、山の中でありまして約1mくらいの石垣を積んで平らにして畑として利用しております。周りに竹林があるがために竹が一部入っているという状況ではありましたが、現在は伐採をされて農地として利用しております。3条申請であり権利移転ということでありますので、問題はないかと思われまして、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんと(譲渡人)さんは兄妹関係で、(譲渡人)さんが相続で所有した農地が管理できないということで、お兄様である(譲受人)さんが管理するというので3条の申請が出てまいりました。</p>
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
松本委員	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>松本委員。</p>
議長	<p>20 日松本推進委員さんと一緒に現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、お二人は兄妹でして(譲受人)さんが近くに住んでおり、トラクターでよく管理しております。売買をして農作業をするということなのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4 ですが、議案第 3 号につきましては、審議から省かせていただくことになりましたので、議案第 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 4 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 4 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(申請人)さんの御自宅の一角にある農地が今回の申請地となります。現況地目が宅地になっており、(申請人)さんの先代から既に庭として宅地の一部で利用されており、追認のための申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>現地を確認しました。今のお話のとおりで、あくまでも庭先の一部としてしか思えませんでしたので、始末書も添付されており問題はないと思います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 5 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、本件につきましては、昭和 62 年 12 月 22 日付けで得た許可の取消を願っているものでございます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 5 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>この農地は、自己用住宅敷地として当時許可を得たものですが、その後計画は実行されず、今後も計画がないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。また、当時の申請と面積が異なっておりますが、許可後に町道の拡幅に伴い面積が減少したのになります。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>この件につきましては 20 日に渡邊推進委員さんと現地確認をさせていただきました。事務局のほうで説明がありましたけれども、案内図を見ていただきますと申請地の南の筆が、町道を作るということで、残地が申請地になります。御本人様とはお会いできませんでしたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして日程第 6、議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 6 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページを御覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。それでは、議案第 6 号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成 29 年第 7 回農業委員会総会の議案第 62 号で御審議いただき、平成 29 年 8 月 15 日に</p>

発 言 者	内 容
	<p>申請人が宅地分譲地として許可を得ている土地となります。申請人が、許可時の2区画の宅地分譲地から、3区画の宅地分譲地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。この後議案第9号で御審議いただきます5条申請の24-3と地目雑種地である20-5の3筆での計画となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地ですので原則として許可となるものです。また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p> <p>なお、今回の申請書には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見をお聞きます。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>この件につきましては20日に渡邊推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の説明のとおり平成29年7月総会、議案番号62で審議をされた案件であります。計画変更ということで差し障りのある問題はないと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決をいたします。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第7号から議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第7号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>駅に近く、スーパーマーケットや保育所等も近いことから住宅の需要があり、申請に至ったとのこと。東側が4区画、西側が2区画の合計6区画の宅地分譲地の計画となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	この件につきましても渡邊推進委員さんと現地確認をいたしました。農作物を作っているという様子は確認できませんでしたが、一面 20 cm くらいの草が見えましたが、周りがほとんど住宅地でございますので、農地の管理としてはきちんとされていると思われま。問題はな。い。か。と。思。わ。れ。ま。す。御審議のほどよろしくお願。い。いた。し。ま。す。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 8 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 8 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人である(譲受人)さんは、現在アパート暮らしをしており、お父様である(譲渡人)さんの土地を借り受け、自己用住宅を建てたいとのことからの申請になります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	この件につきましても 20 日に渡邊推進委員さんと現地確認を行い、息子さんにお話をお聞きしました。今事務局のほうで(譲受人)さんを息子さんと説明がありましたが、(譲渡人)さんのお孫さんにあたるそうです。
事務局	大変失礼いたしました。申し訳ございません。
坂本委員	案内図の 8 号を見ていただきたいと思います。申請地付近の農地は(譲渡人)さんの所有地とのこと。その一部分である申請地にお孫さんの家を作るということで、今回農転をお願いしたということでございます。畑につきましては、ネギ、ブロッコリー、白菜などの野菜が作られ、周りもきれいに管理されております。問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願。い。いた。し。ま。す。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 9 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 9 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほどの議案第 6 号でも御説明をいたしました計画変更の土地と関連する宅地分譲地の拡張の申請となります。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>これにつきましても 20 日に渡邊推進委員さんと現地確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり先ほど議案番号 6 のところで案内図を見ていただくとよくわかると思うのですが、申請地の南の土地は秩父鉄道の敷地になっており、議案番号 6 の申請地と秩父鉄道との間に挟まれた狭い土地であります。一体となっておりますので問題ないと思われま</p>
坂本委員	<p>す。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 10 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 10 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 30 年度第 1 回寄居町農業振興地域促進協議会でも御審議いただき、平成 30 年 12 月 26 日に除外された農地が、今回の申請地となります。</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは、現在アパート暮らしをされており、お父様の土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことからの申請となります。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
議長	<p>松本委員。</p>

発 言 者	内 容
松本委員	20日に松本推進委員さんと一緒に現地を確認し、(譲渡人)にお話を伺いました。長女である(譲受人)さんのお宅を建てたいということで、もうすでに除外されておりますし、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第11号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	こちら平成30年度第1回農業振興地域促進協議会で御審議いただき、平成30年12月26日に除外された農地が今回の申請地になります。
	(譲受人)さんは、現在御実家に暮らしており、お子様が生まれたことなどを理由に自己用住宅の建築をお考えになったそうです。御実家の近くを探していたところ申請地を譲ってもらえることになり、申請に至ったとのこと。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。
	松本委員。
松本推進委員	20日に松本委員さんと現地を確認しました。駅から約300mくらい南に行ったところの場所です。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見ございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に、議案第12号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第12号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんの御自宅より少し南に位置する農地が今回の申請地となります。再生可能エネルギーの発展と災害時における地域への電力供給に貢献したいとのことからの申請となります。

発 言 者	内 容
議 長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>現地を確認しました。周りは、畑が残っておりますが、御意向がありますし、特に問題はないと思います。当事者同士のことでありますが、隣接の土地が以前住宅の許可が出ており、パネルの向きとかでトラブルになるのかが気になりました。その他は特に問題はないかと思えます。</p>
議 長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第13号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案書の7ページから10ページを御覧ください。</p>
	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第13号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)さん以下4人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)さん以下37人です。</p> <p>合計87筆で、89,080㎡、そのうち、田が55筆で67,585㎡、畑が32筆で21,495㎡となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 9、議案第 14 号農用地利用配分計画の案についてですが、内田勤委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(内田委員退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 14 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 11 ページから 16 ページを御覧ください。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構がこの農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、農地中間管理機構(埼玉県は埼玉県農林公社)が農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>本町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塚田土地改良区内と花園橋下の男衾の下耕地地区、今年度新たに小園地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議を頂きました、議案第 13 号の農用地利用集積計画の整理番号 34 から 87 で、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借受けました。その借受けた農地を借受け希望者に貸付けるのが、この農用地利用配分計画でございます。</p> <p>借受けるのは、小園地区については、(全借受人の名前)さんです。下耕地については、(借受人)さん。なお、今回、下耕地については再配分がありまして、(借受人)さんです。該当農地につきましては、14 ページから 16 ページを御覧いただければと思います。</p> <p>赤色で塗ってある部分がこれまでの配分済み農地で、緑色で塗られている部分が今回の配分計画の農地でございます。旧塚田土地改良区内は、今回、畑 3 筆 3,469 m²。今までの集積された面積も合計すると 79,589 m²、集積率は 16.894%です。下耕地は今回、畑 1 筆 616 m²、再配分、畑 2 筆 5,442 m²、合計 42,891 m²。集積率は 15.674%です。小園地区は、田 50 筆 64,234 m²、集積率 30.166%。なお、地図で田 2 筆の白抜きの農地についても、5 月 1 日転貸開始で準備を進めておるところです。また、小園の畑については、6 月 1 日転貸開始で、現在準備を進めております。</p> <p>なお、御承認を頂きました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画(案)を送付いたしまして、その後農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 14 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(内田委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 10、議案第 15 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 15 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 15 号について御説明させていただきます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から 2 点、御連絡いたします。</p> <p>1 点目です。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。2 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。繰り返します。2 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。</p> <p>2 点目です。先月の総会で活動記録セットを配布いたします、とお伝えしておりましたが、残りの任期 3 ヶ月につきましては、お手元にお配りいたしました農業委員会活動記録と農業委員会記録帳に御記入をお願いいたします。それぞれ 3 枚ずつお配りいたしました。3 月の総会の際に、御記入いただいたものを事務局に御提出いただければと思います。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、平成 31 年第 1 回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">内田勤委員 林広明委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年1月25日</p> <p style="text-align: center;"> 議 長 室岡重雄 ----- 委 員 林 広 明 ----- 委 員 内 田 勤 ----- </p>